

宗教的理由による輸血拒否に対する当院の基本方針

当院の考え方として、医療に於ける治療法の選択は何よりも患者本人の意思を尊重しなければならず、信教の自由に基づく個人の権利と位置付け、その信念は尊重いたします。そのため、病状と診断から候補となりうる治療方法を列挙し、患者・親権者・親族等に提示します。特に治療法においては輸血を必要とする治療と輸血を行わずに可能と考えられる治療法について選択できるように提示させていただきます。

同時に、治療や手術、予期せぬ病状変化において、救命のためには輸血が必要となる可能性があります。特に救命救急センターでの治療が必要な症例についてはその可能性が高くなります。そういった場合に当院の医療倫理方針として、輸血以外に救命の手段が無い場合は輸血を行います。輸血以外に救命の手段がない場合でも輸血を拒否される場合には、当院では対応できないため転院して頂くことをお勧めします。また、転院先病院は患者自身で決定していただきます。

なお、患者・親権者・親族等が持参される「免責証書」には署名いたしませんので、あらかじめご了承ください。